

## 後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収について

### 1 事案の経緯および概要

後期高齢者医療制度の保険料算定に関し、厚生労働省から全国の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」。）に提供された電算処理システム（以下「標準システム」。）の設定に誤りがあることが、平成28年12月に厚生労働省から報道発表された。平成20年の後期高齢者医療制度の発足以来、世帯主または本人が青色申告を行っている被保険者のうち一部の方※について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていた。

※ 対象となるのは、次のいずれの条件も満たす被保険者

- （1）世帯主、本人または本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業専従者給与を支払っている、または、年金収入（65歳以上の方の課税対象となる年金に限る）が120万円を超える青色申告者である。
- （2）本人が後期高齢者医療制度の加入の直前に協会けんぽなど被用者保険の被扶養者でなかった。
- （3）所得を再計算した結果、均等割の軽減区分が変更となる。

### 2 区における対応と今後のスケジュール

広域連合と区で連携の上、以下のスケジュールにより対応する。

時期	概要	作業
H29年1月中旬～4月上旬	【該当者の抽出】 広域連合及び区において抽出した対象者の所得を把握	<ul style="list-style-type: none"><li>対象者抽出や保険料の再計算は提供されるソフトウェアを用いて一括処理</li><li>転居した被保険者の所得の把握などは市区町村間で実施</li><li>区において抽出した再計算を必要とする被保険者数は1,083人（この内、軽減判定に修正がある方に修正賦課）</li></ul>
H29年4月中旬～5月上旬	【修正賦課と通知】 被保険者に対しお詫びし、速やかに還付、丁寧に説明した上で本来の保険料を徴収	<ul style="list-style-type: none"><li>修正賦課の内容は4月以降に本人あて連絡</li><li>保有する限りの所得情報からできる限り還付</li><li>平成27・28年度の保険料について徴収</li></ul>

※ 平成31年4月、厚生労働省では標準システムの改修を予定している。